

銀聯カード取扱いに関する特約

第1条 (目的及び適用関係)

1. 本特約は、次条に定める中国銀聯カードによる信用販売(以下、「銀聯信用販売」という)に関して、次条に定める加盟店契約を基本契約とし、当該加盟店契約の定めと異なる事項を定めるものである。

2. 加盟店は、銀聯信用販売を取り扱うにあたり、加盟店が遵守すべき事項及び講じるべき措置等について、加盟店契約及び本特約に従うものとし、加盟店契約と本特約とで異なる定めについては、本特約が優先して適用され、本特約に定めのない事項については、加盟店契約と本特約とで使用される用語の違いにかかわらず、加盟店契約が適用されることを承諾するものとする。

第2条 (定義)

1. 「中国銀聯カード」(以下「銀聯カード」という)とは、中国銀聯股份有限公司所定の標識(以下「銀聯ロゴ」という)を伴うクレジットカード及びキャッシュカードをいう。

2. 「銀聯カード会員」とは、銀聯カードを正当に所持する者をいう。

3. 「加盟店契約」とは、加盟店と当社間で締結する、加盟店の店頭でのクレジットカード等による信用販売の取扱いに関して定める加盟店契約であって、加盟店が銀聯信用販売を行うにあたっての基本となる契約をいう。

第3条 (加盟店標識等)

加盟店は、銀聯カードによる信用販売を行う店舗の見易いところに、当社所定の銀聯ロゴ及び「銀聯ヘルプデスク」電話番号を掲示するものとする。

第4条 (銀聯信用販売の制限)

1. 加盟店が取り扱うことのできる銀聯信用販売の種類は1回払い販売のみとし、その決済通貨は日本円のみとする。

2. 加盟店契約の「(事前承認の特別)」に関する定めは、これを適用しないものとする。

第5条 (銀聯信用販売の方法)

1. 加盟店は、銀聯カード会員から銀聯カードを提示による銀聯信用販売を求められた場合、加盟店契約に従い、提示された銀聯カードの有効性及び銀聯カードの提示者と銀聯カードの名義人との同一性の確認を行うとともに、次の各号に掲げる事項に従い、銀聯信用販売を行うものとする。

(1) その全件について、銀聯カード上に銀聯ロゴのあること、銀聯カード裏面署名欄に署名のあること、銀聯カード上に顔写真のある場合は顔写真が銀聯カード提示者の顔写真であることを確認の上、当社所定の端末機(以下「銀聯端末機」という)を使用して、銀聯カード提示者に暗証番号の入力を求め、当社に信用販売の承認を求めるものとする。

(2) 前項に定める手続きの結果、信用販売の承認を得て、承認番号の記載された売上票が印刷された後、売上票に印刷された銀聯カード番号と銀聯カード上の銀聯カード番号とで桁数と対応部分の数値の一致を確認し、売上票の控えを銀聯カード提示者に交付するものとする。

(3) 何らかの理由(故障、電話回線障害等)で銀聯端末機が使用できない場合には、銀聯信用販売を行ってはならないものとする。この場合、加盟店が銀聯信用販売を行うことができなかったことにつき当社は加盟店に対して一切責任を負わないことを、加盟店はあらかじめ承諾するものとする。

2. 加盟店は、銀聯信用販売を行った場合には、当社所定の方法に基づき売上票の提出又は保管を行うものとする。

第6条 (信用販売の返品)

加盟店は、銀聯信用販売の返品(返金)については、現金販売の返品(返金)と同等の基準で、これに応じるものとする。なお、返品(返金)に応じない、あるいは同価値の商品提供をもって返品(返金)に代えることとする場合は、銀聯カードによる銀聯信用販売を行う店舗の見易いところに、その旨の通知を掲示するものとする。

第7条 (銀聯カードの情報保護)

加盟店は、加盟店契約に定めるカード番号等に加え、銀聯カードに記録された口座番号・暗証番号その他のデータについても、加盟店契約と同様に取り扱わなければならないものとする。

第8条 (立替金の返還等)

加盟店契約に定める事由に該当した場合のほか、加盟店契約又は本特約に違反して銀聯信用販売を行った場合には、当社は、加盟店からの請求に対する立替金の支払を拒絶することができ、当社が当該立替金を支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、加盟店に対して次回以降に支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとする。

第9条 (契約の解除)

加盟店契約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本特約を解除できるものとする。

(1) 繰り返し、銀聯カードによる信用販売に関して、当社の要請に従わず、是正を拒絶したとき

(2) 繰り返し、銀聯カードの取扱いを正当な理由なく拒絶したとき

(3) 加盟店契約又は本特約に違反して銀聯信用販売を行ったとき

(4) 前条に違反して立替金の返還に応じなかったとき

(5) 加盟店契約その他本特約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除されたとき